

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第19回）

議事録

○ 日時：平成31年3月1日（金曜日） 10:00～12:05

○ 場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

○ 議題：

- (1) ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について
- (2) 次期ガス安全高度化計画の策定に向けた検討状況について
- (3) 規制改革実施計画への対応状況について
- (4) その他

○田村ガス安全室長 皆様おはようございます。私は経済産業省のガス安全室長の田村でございます。定刻となりましたので、ただいまから第19回ガス安全小委員会を開催させていただきたいと思っております。

それでは、開催にあたりまして、米田大臣官房産業保安担当審議官から御挨拶をさせていただきます。

○米田審議官 皆様、今日は、年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃よりガス安全行政につきまして御理解、御協力をいただきまして改めて感謝申し上げます。

本日の委員会では、ガス安全高度化計画のフォローアップといたしまして、当計画に定める製造、供給、消費の各段階に関わる目標の達成度や、実行計画の取り組み状況の御報告を行いますとともに、現計画の目標年度を2020年まで残すところ2年となっておりますので、これまでの都市ガスの保安対策に十分な検討を踏まえた上で、これ以降に取り組むべき新しい次期ガス安全高度化計画の策定に向けた準備を進めるべく、その方針についても御議論いただきたいと思います。

また、昨年6月に閣議決定いたしました規制改革実施計画に取り上げられましたガス小売市場における競争促進策のうち、保安規制関連でございます内管保安工事の透明化とガス保安規制の整合化について検討を進めることが求められてございますので、前回に続きまして御議論をいただきたいと思います。

このほかには、国土強靱化に向けた対応や、サイバーセキュリティ対策への対応などの取り組み状況につきましても御報告をさせていただきます。

本日、御議論いただきました内容につきましては、経済産業省といたしまして、しっかりと受け止め

まして、安全・安心な社会の実現に向け、今後の施策に活かしてまいりたいと思います。皆様からの忌憚ない御意見、積極的な御議論をお願いしたいと存じます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○田村ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては、倉渕委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○倉渕委員長　皆さん、おはようございます。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、ただいまありましたように、ガス安全高度化計画のフォローアップをはじめ、次期高度化計画の策定に向けた方針、規制改革の検討状況など資料も多くございますので、効率的な議事進行に御協力をよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○田村ガス安全室長　それでは、まず最初に、本日の会合につきましては、委員全員の方に御出席いただいておりますことを御報告申し上げます。

また、本会合が初出席となる委員の方々がいらっしゃいますので、私からお名前を御紹介させていただきます。

まず慶応大学教授の植田利久委員、よろしく願いいたします。

それから、横浜国立大学の澁谷忠弘委員でございます。

それから、全国LPガス協会理事、山田耕司委員でございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、資料につきましては、経済産業省におきましては、審議会等のペーパーレス化を進めてございますので、タブレットを使いまして電子ファイルを御覧いただくようお願いいたします。

お手元のタブレットは、資料が閲覧可能な状態となっておりますので、資料を御覧になれる際は、資料番号を付したファイルをタップいただければと思います。

本日の資料につきましては、ファイル名一覧にございますとおり、資料1-1から資料4-4まで、それから、参考資料といたしまして1、2、3となります。

もしタブレットの不具合等々ございましたら、いつでも挙手の上、係の者にお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○倉渕委員長　それでは、最初の議題、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について事務局から説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長　議題の1でございますが、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況の資料につきましては、資料ナンバー1が付されている1-1から1-3までとなっております。資料1-1

のパワーポイントの資料、1-2のガス事故状況の資料をまず御説明させていただいた後に、一旦質疑を挟ませていただきまして、その後、資料1-3の経年管対策状況を御説明させていただければと思います。

それでは、資料1-1を御覧いただければと思います。よろしくお願いたします。

まずガス安全高度化計画のフォローアップ状況について、ということで、これは毎年御報告させていただいているところがございますが、直近の事故状況を踏まえまして、高度化指標との照らし合せでどう評価されるか、ということをお示しさせていただいているところがございます。

まずページを飛んでいただきまして、右下にページ数が書いてございますが、3ページ目が高度化指標の達成状況ということで、左の欄が高度化指標の目標値、右の青いところが過去5年の事故発生状況ということで、直近2018年、歴年ベースでの事故件数を踏まえまして、過去5年間、平均をとった値となっております。

ちなみに、右の青欄で書いてございます括弧書きは昨年値、昨年、この審議会で御報告させていただいた値、すなわち注3にも書いてございます2013年から17年、こちらの5カ年の平均を併記いたしてございます。

こちらを御覧になられますとお分りのとおり、数値といたしましては、指標を達成しているもの、あるいは指標に近づきつつあるもの、こういった項目はございますけれども、いずれも数値的には昨年に比べて改善の方向に向かっているということがございます。

ただ、一方では供給段階の人身事故、下から3番目でございます。今年は11.6件、昨年値でも12.6件ということがございます。数値的には改善されているということがございますが、達成状況に書かせていただいたとおり、まだまだ指標と開きがあるというような状況になってございます。

それから、次の4ページ目に移っていただきまして、こちらが昨年の都市ガスの事故の全体数字と、これまでのトレンドをお示ししたグラフになってございます。

左のグラフが、直近の2018年の事故件数も含めた折れ線グラフ、棒グラフになってございます。右の2018年、緑が消費段階、赤が供給段階、それから、見づらいのですけども、下に若干青があるので、製造段階、極めて低い数字でございます。こちらを足し合せますと、昨年は計403件というところがございます。

こちらは資料1-2で再度説明いたしますが、この棒グラフの高さを昨年と比べていただきますと、ほぼ同年と同様、若干数値的には改善、微減をしておりますが、ほぼ前年並みということがございます。

一方では、ブルーの折れ線グラフが負傷事故件数ということがございますが、負傷事故件数は、21件から昨年は28件生じたということがございます。

それぞれの段階におけるトピックスといたしまして、上の青枠のところを書かせていただい

ますが、まず消費段階の事故は、かねてよりFF式レンジフード型給湯器のケーシング変形に伴う点検等に伴って出てきた事故報告、こういったものがここ2、3年非常に多かったわけですが、一昨年は305件あったものが、昨年は5件ということで、点検が一巡してレンジフード型給湯器の対策がほぼ完了しているという状況に伴って、消費段階の事故件数は随分減ったというところがございます。

一方では供給段階、こちらはおおむね横ばいということでございます。

それから、1ページ下っていただきまして5ページでございますが、こちらは製造、供給、それから消費における事故原因を円グラフでまとめさせていただいてございます。ここで特徴的なのは、供給段階、左下に書いてございます他工事43.5%と書かせていただいております。供給段階事故の4割強が他工事によるもの、その中でも敷地内30.3%でございますが、他工事の大体7割方が敷地内で発生している、これは例年と同じような傾向ということでございます。

次の6ページ目でございますが、これは今申し上げた他工事の関係、昨年も色々と委員の先生方から非常に御心配いただいていたところでございます。もう少し背景事情に突っ込んだ検討というのが必要ではないか、というようなお話もございました。それを受けまして我々、昨年の新たな取り組みでございまして、6ページ目、7ページ目に書いているような他工事業者の団体さん、あるいは業者さん、こういった方々を対象にアンケート、ヒアリングを行いまして、ガス管に対する配慮といったものをリサーチさせていただいてございます。真ん中ほどのJFEテクノリサーチさんをお願いいたしまして、アンケート、ヒアリング等で調査をいたしているというところでございます。

その結果といたしまして、7ページ目の緑の枠囲いのところに書かせていただいております。特徴的なのは、真ん中ほどの(2)の1つ目のポツで書かせていただいておりますが、解体工事件数が近年増加傾向というようなところがございます。その中でも2つ目のポツ、担い手が非常に多様だということもアンケートの結果として分かっているというところがございます。

それに対しまして、(3)の2つ目のポツで書かせていただいております。ガス管に対する他工事対応については、いわゆる他工事業者さんの中でも一定程度浸透していると回答いただいております。また、損傷防止の意識も有していると回答いただいているところがございます。

ただ、(2)の2つ目のポツの後段で書かせていただきましたが、担い手が多様な中、関係団体に加盟してない業者さんも多くいらっしゃるというような実情でございます。

そういったことを勘案しますと、オレンジ色の下の欄で書かせていただいておりますが、今後考えられる対応案といたしましては、もう少し幅広に網をかける方策というものをしっかりと考えていかなくはないのではないかということで、引き続き、私どもとしても検討させていただいているという状況でございます。

それから、次の8ページ目が昨年の事故の特徴でございます。CO中毒事故が件数的に増えているということでございます。右の棒グラフが都市ガスのCO中毒の事故件数の推移になります。右端の2018年を御覧いただいてもお分かりになりますとおり、2017年4件に対して2018年は7件、それから赤の棒グラフは、そのうちの業務用の内数になってございますが、2017年1件から5件というように、CO中毒事故の過半が業務用において発生しているという状況でございます。

それから、9ページ目が死傷者数の推移ということで、都市ガスについては、また資料1-2でも御報告いたしますが、死亡事故は発生してございません。ただ、CO中毒の関係で申し上げますと、9ページ目の右の折れ線グラフのとおり、緑がCO中毒による負傷者数、それから、紫がそのうち業務用ということでございますが、全体で24名の方が被災されていらっしゃる。そのうち業務用の方で21名という折れ線グラフ上で右肩上がりになっているというところでございます。

それから、次のページ以降は、参考資料1にも個票を掲載させていただいてございますが、アクションプラン実行計画に基づく直近での取り組み状況をまとめさせていただいてございます。

11ページ目におきましては、非安全型機器の残存数等を下の数字でお示ししてございますが、直近においては、ほぼ横ばいというような状況になってございます。

12ページ目が広報の関係でございます。広報につきましては、これまで色々な媒体、それから色々な対象者をそれぞれ選定いたしまして、毎年展開させていただいているところでございますが、例えば、昨年は、右の欄にございます病院、診療所の待合所、こういったところで東京都内の方を対象にコンテンツを放映させていただいてございます。

13ページ目左にございますとおり、これも新たな取り組みといたしまして、小学生向けの広告というもの、小学生向けの新聞3紙に掲載させていただいてございます。

14ページ目は、CO中毒事故の関係についても、根強く関係省庁に呼びかけながら、消費者の方々にご理解いただくよう努力を続けているところでございます。

15ページ目は、Siセンサーコンロということで、こちらについても普及状況は右肩上がりになっているということを確認してございます。

次のページが他工事の関係でございます。他工事自身は、先ほども割合でお示しましたが、件数自身は前年同、横ばいという形になってございますが、事前照会なしのガス管損傷というのが多いということでございます。

次の17ページ目は、経年管対策のうち、ねずみ鋳鉄管の要対策管のグラフを下にお示ししているところでございますが、ほぼほぼ残存は解消され、2017年度末、こちらが最近の実績になりますけれども、残存量は0.3km、300mとなりましたということでございます。

18ページ目は、内管の関係。こちらは、公的施設と民間施設、それぞれ目標があるわけでございます

けれども、公的施設について、現計画においては、2020年目標0というところで目標を置いて取り組んでいただいているわけですが、現計画では0になる。一方では、民間施設については、計画上も随分残存するというような計画になっている。約3.8万本が残存する見通しになっているということでございます。

それから、19ページ目、20ページ目は、経年管対策の施設の種類のほか、あるいは20ページにおきましてはその取り組み状況等をまとめさせていただいております。

21ページ目が耐震化の状況です。これは昨年11月も御報告させていただいておりますが、耐震化率最新データで88.8%ということで、下ほどの25年平均90%の目標に向けて、着実に進行しているということでございます。

最後のページ、こちらは旧簡易ガス事業者の方々の取り組みということで、感震自動遮断装置の設置状況は、ほぼほぼ100%という状況になっていることをお示ししてございます。

それから、引き続きで恐縮でございますが、資料1-2を説明申し上げたいと思います。先ほどパワポでもお示しましたので、簡単にポイントをお示ししたいと思います。

まず、資料1-2の1ページ目に書かせていただきました。ポイントとなる部分に下線を引いてございますが、上の下線①のところに書いてございます。昨年は403件、前々年より3件減少したということではほぼ昨年並み、ただ、特徴的なのは、残念なことに、私どもが重大事故と捉えているB級以上の事故が3件発生したということでございます。

それから、下にも下線を引かせていただいておりますが、死亡事故はございませんでした。一方、負傷を伴う事故は28件発生して、前年より7件増加した、負傷者も54名ということで26名増加したということでございます。ただ、こちらの負傷者の数の押し上げにつながっているというところがございますが、B級事故が3件発生したということで、4ページ目にB級事故の概要をまとめさせていただいております。CO中毒事故が2件、軽傷6名、それから7名と、計13名の方が負傷されておられます。これがまさに負傷者の数の押し上げに寄与しているということでございます。

併せて3番目に書いてございますが、本支管工事中の着火事故といったものも発生しているというところでございます。

ページを進めていただき、6ページ目に供給段階の他工事による事故のことをまとめさせていただいております。上ほどの下線に書いてございますとおり、他工事による事故が供給段階事故の中では大宗を占め、供給段階事故の41%、4割方を占めているということになってございます。

8ページ目には、同じく他工事をまとめさせていただいておりますが、他工事については、事前照会なしの場合のケースが非常に多かったということでございます。

9ページ目以降において、現象別で見させていただいておりますが、表-11のところ、CO中毒

事故が4件から7件に増えている。それから、負傷者も先ほどのB級も含めて、7名から24名に増えているということでございます。

そういった形で、次に10ページ目は、業務用の関係をまとめさせていただいてございます。ただ、10ページ目の上ほどにも書かせていただいておりますが、CO中毒事故は7件発生し、そのうち5件がいわゆる業務用換気警報器、あるいはCO警報器が設置されていなかったということが分かってございます。

したがって、昨年の事故といたしましては、件数としては前年同、ただ、B級事故が3件発生したということでございます。CO中毒事故も件数的には多く出て、それから負傷の方も多数負傷されていらっしゃるということ。それから、供給段階においては、これは前年と同じような傾向でございますが、他工事による事故というのが4割方を占めているということが、昨年の事故の特徴だったというところでございます。

ここで一旦説明を終了させていただきたいと思っております。

○倉渕委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして御質問など御発言のある方はいつものようにプレートを縦に立てていただきたいと思います。何か質問、ご意見ございますでしょうか。

○澁谷委員　資料1-1の7枚目のスライドで他工事の事故に関する分析結果があるかと思うのですが、その一番上の部分のところで解体事業者の次に水道工事事業者が多いという指摘があるのですが、この後の対応策の中で、水道工事事業者への対策というのはどういうものを求められているのでしょうか。

○田村ガス安全室長　これも基本は解体工事事業者の呼びかけと同じようなことになると思うのですが、関係省庁を通じながら、恐らく水道だと自治体が直接やっという例が多いと思っておりますので、そういった関係省庁を通じて自治体、市町村の方々も含めてしっかりと周知をさせていただきながら配慮いただくというのが基本と思っておりますが、それについては今現在でもやっております。そういった関係で、後はどこをどう強めていくかということについて、引き続き我々としてもしっかり対応していきたいと思っております。

○澁谷委員　わかりました。ありがとうございました。

○倉渕委員長　よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○吉川委員　やはり供給段階の事故、とりわけ他工事対策というのが、喫緊の課題だと思うのですが、まず事故を起こした業者さんに対して、以後こういう形でやりなさいといったような教育だったり、啓蒙活動というのはどの程度なされているのかということが一つ。

次にその復旧工事に関する費用というのはちゃんと求償されているのかという点も気になりまして

質問をさせていただきました。

○倉渕委員長　ありがとうございます。

事故があった場合に啓蒙、それとコスト負担、この点についてはいかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　このような他工事事故が起こった場合、当然私どもとして事故報告として個別には把握させていただきながら再発防止というのを把握させていただいてございます。そういった中で私どもとして把握させていただいているのは、やはり個々に事故を起こした当事者の方々はしっかりとガス会社さんの方から教育も含めた再発防止というのが講じられると認識してございますし、あと求償については、民民の話なので、なかなか私どもの立場からこうだとは申し上げるところはできないというところもあるのですけれども、少なからずお聞きしているところによれば、それはいわゆる他者の設備、あるいは内管であれば需要家さんの設備ということになると思うのですけれども、出た被害については、そこは相応の求償なり、お金のやりとりはあるというふうにはお聞きしてございます。もし事実関係で何かございましたら、多田委員から補足いただければと思います。

○多田委員　御意見ありがとうございます。再発防止に向けた事故を起こされた方への啓蒙というのはやっております。ただ、残念ながら、これは先ほどのお話でございますように、解体業者さんで非常にたくさんの方がおられて、かなり場合によっては事業者の域外からも来られてやられている方が多い、かつ団体にも加盟されていないという方が多い、非常に工事をやられる方が多岐に渡ってきていますので、正直申し上げて、そういう啓蒙活動をされた方は大丈夫なんですけれども、そうではないいろんな方がやられているというのは実態としてはございます。ただ、御指摘に関しては、そういう啓蒙活動というのはやらせてはいただいております。求償はしてもらっているようです。私は細かく伺っておりますけれども、求償はしていただいているということです。

以上です。

○倉渕委員長　よろしいでしょうか。

○三浦委員　御説明ありがとうございました。

5年間、いろいろ累積した事故ということですが、ここに収めるだけでも、現場の方はかなり大変な努力をされているのが分かりました。それに感謝しつつですが、やはり多田委員の仰ったとおり、アウトサイダーをどうするかということは、この世界だけでなく様々なところでも、本来プロしかできなかった分野に誰でも入ってこられるという、規制の中でもやはり光と影というのがどうしても出てきます。そこをどうするかということをおみんなで考えていかなければいけませんよね、多分経産省さんのほうでもパンフレットを使ったり、ウェブを使ったりという様々な広報をされています。とはいえなかなか費用対効果の面とかは計れないのです。私も広報の仕事をしていてどれほどの効果があったんだと聞かれるとなかなか厳しいところがあって、ではやらなくていいのかということとは違うと思うのです。

やはり地道でありながらも継続して積み重ねていって、口コミとか、小さなコミュニティから広げていくとか、自治体の方への周知徹底という地道な広報作業が非常に必要だと思っています。

ですので、我須野さん一家が可愛いかどうか別として、親しみやすいキャラクターをつくるなり、そういう形でパンフレットや特にウェブだと思いますが、それらを上手に使って、広報を続けていただけたらなと思います。

加えて、以前は例えば厨房の中で換気を忘れるとか、整備不良というのはプロフェッショナルだったらやらないことだったのですが、今はそうでない方も多く現場に入ってしまったし、人手不足などもありまして、そういう方々への啓発というのも非常に大事だと思います。もう一つは資料1-2ですが、4ページに気になったところがありまして、CO中毒ですが、これは換気設備の電源が入ってないとか、食器洗浄器が不完全燃焼というのは、それをお持ちの事業者さんですよ。ですから、例えば機器メーカーさんとも相談して、できるだけ不完全燃焼になりにくい制御機能がついた機械を導入してもらったり、開発してもらったりするとか、警報器がせっかくついているのに作動させなかった事業者というのもありました。警報器があれば必ず未然に防げるものですし、設置をきちんとして、点検もしていただいて、未然に防げるような形で、事業者さんにもそのような注意を今後も呼びかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。

地道な広報と厨房におけるメンテナンスの重要性の御指摘だったと思います。この事例については確か換気警報器はついていなかったということで、やはり自主保安を徹底して進めていただくということが大変大事だろうと思います。どうもありがとうございました。

○田嶋委員　　御説明ありがとうございます。

今、三浦委員がおっしゃった後段の部分と同じような意見ですけれども、やはり行政をはじめ事業者さんの努力によりまして、ガス事故の件数とか死亡事故は0ということで、安全高度化計画により徐々に低いほうといたしますか、目標達成に向けて進んでいるということで、非常に評価できるのではないかと考えております。

しかしながら、昨年、B級事故が3件あって、消費段階がこのところ、ここ数年間、ほとんど数件しかなかったものが非常に大きく増えたということがございます。特に今御指摘いただいたように、業務用の関係がCO中毒事故を含めて起こったということでございます。やはり今御指摘があったように、業務用の機器の安全の開発ということで、Siセンサーといたしますか、不燃防の機器の開発等でメーカーさんは最近、売り出してきているということもございます。ただ、なかなか家庭用はほとんど立ち消え安全装置とかいろいろ全部含めてやっておりますけれども、業務用の機器についてはまだまだこれからやらなければいけないという部分もあろうかと思っております。

また、一方で、業界で業務用の七輪といいますけれども、要は鋳物製の七輪ということで、なかなか技術的に安全装置が難しいところもございますので、そういう面では是非行政も含めていろんな指導が必要なのではないかと考えています。

私どもガス機器検査協会も、家庭用はメーカーさんの御依頼によって検査、認証をさせていただいておりますが、業務用は、大手、中堅のメーカーさんからは御依頼で検査、認証をしておりますけれども、なかなか中小の方々からの依頼がないということもございます。そういう面では、我々もなるべく多くのメーカーさんが我々を通じてガス機器の安全の検証という部分をやっていただくよう努力をしておりますけれども、まだ道半ばというところがございます。安全性の向上という観点から、私どもの事業も含めてさらに努力をしていきたいと考えております。

また、先ほど広報の話がありましたけれども、仰るとおりで、やはり業務用の厨房に入っている方々が、日本語がなかなか読めない方もいらっしゃるということなので、広報の仕方とか、そういうのも含めていくということもありますし、それから、警報器の問題についても、やはりついてないところで事故が起こっているというのが明白に出ているといるかと思っておりますので、是非そういう点を、厨房設備をお持ちの方、またガス事業者を含めて、厨房用の換気警報器を含めて、その普及をさらに徹底していただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。

関連する業界の努力について御説明をいただいたわけでありましてけれども、現状では不完全燃焼防止装置はオプションでつけられるのですけれども、法的義務がないので、どうしてもコストがかさむということで、そういうのは省略という消費者が多いということが問題ですね。是非それが当然つけるものとなるように啓蒙活動を継続していただければと感じております。ありがとうございました。

○川島委員　　私も保安広報についてですけれども、先ほど三浦委員もおっしゃっていましたが、地道な作業だと思うのですけれども、病院、診療所の待合室での広報ですが、今後さらに拡充していくのでしょうか。場所が限られますと一部の人しかみられません、より多くの方が目にする検針票の裏など御検討いただけたらと思います。

○倉渕委員長　　広報の拡充に関する御質問でございます。いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございます。

川島先生の御指摘もとてもだと思っております。色々な方に目が届くようにしっかりと我々としても取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○天野委員　　他工事事故対策に関する調査をしていただいたので状況がよくわかりました。その結果、業者としては解体工事業者による損傷が多いことと、それから、その解体工事は建築土木工事等の許可

業者が多く担い手は多様ということですが、これまでの業者についての対策は今まで御報告があったと思うのですが、これからもこの状態だと新規のそのような解体工事業者がふえていく可能性があると思います。その方たちは経験がないケースも多いと思いますので、未照会であるかもしれないけれども、少なくともこれから新規参入される事業者さんには、建築土木工事等の認可がされるその認可の段階で周知徹底するという事は考えられないでしょうか。

○倉渕委員長 解体工事業者への啓蒙に関する御提案ですね、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長 ありがとうございます。

こちら先ほどの広報と同様、しっかりと色々な手を使いながら取り組んでまいりたいと思います。

○倉渕委員長 よろしいでしょうか、ほかにございますか。

それでは、引き続きまして資料1-3について事務局から説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 資料1-3に基づきまして、2017年度、こちらが直近、最新の実績になります。経年管対策の実施状況について、まとめてさせていただいてございます。先ほどパワーポイントにも一部ございました。簡単にポイントを御説明申し上げたいと思います。

まず1ページおめくりいただきまして、2ページ目がガス安全高度化計画でお決めいただいている目標になってございます。それぞれねずみ鋳鉄、腐食劣化、それから、内管というような形になってございます。こちらについて、それぞれ年度目標というのを設けながら取り組んでいただいているという状況になってございます。それで最新の取り組み状況でございますが、3ページ以降から本支管対策の関係で書かせていただいております。

まず、ねずみ鋳鉄の4大ガス事業者さんにおける状況でございます。表2にございますとおり、2017年度末というのが実績でございます。先ほど申し上げたとおり0.3km残存、前年度からは0.1kmを減らしていただいたということで、こちらにつきましては、もともと2015年度をゼロにする目標年だったわけですが、ほぼ目標は達成された。ただ、まだリスクが残っているので、引き続き削減努力を続けましょうということで、昨年ガス安全小委では、そういう御評価をいただいているところでございますが、300mという残りわずかになりましたけれども、引き続き、削減努力は続けていただくということが妥当なのかなということでございます。

その関係で、4ページ目に要対策導管の評価、それから今後の対策のあり方ということで、③番目にまとめさせていただいてございますが、下線を引いているところがポイントとなるところでございます。リスクの解消に向けた積極的な対策を引き続き行って、早期に完了するというのが今後の対策のあり方ということでまとめさせていただいてございます。

その上の表3が4大ガス事業者の維持管理導管の状況でございます。こちらにつきましても着実に削減を進めていただいております。2025年度末が目標年になりますけれども、ゼロという計画で今取

り組んでいただいているというところでございます。

それから、その他の旧一般ガス事業者さんのまとめをさせていただいているのが表4。旧一般ガス事業者さんのその他のガス事業者さんにおいては、全てが要対策導管ということでございますが、2017年度末42kmということで、今のところの計画としては2020年度末でゼロという計画になってございます。ただ、今後の対策のあり方ということで、表4の下の③番目に書かせていただいておりますが、下線を引いてございます。各年における減少量というのが直近ではペースダウンし、今後も非常に厳しいのではないか、と数字から見てとれるかと思えます。そういった関係を考えると、それぞれ対象が絞られてくれば、その個別事情をしっかりと把握しなから、官民一体となってより密接に取り組みを進めて、目標達成に向けた取り組みに努める、ということが重要ではないかということでございます。

ただ、最大の取り組みを行ったとしても、やはりそれでも困難だということであれば、今後の話になりますけれども、目標の見直しを含めた新たな対策を講じる必要があるのではないかと考えてございます。

それから、次の6ページ以降が内管の関係でございます。内管の関係では、6ページ目が全体の実績と計画をまとめてさせていただいております、表5でございます。公的と民間、それぞれでございます。公的については、2020年度末でゼロとなる計画と現在のところされてございます。一方では、民間については、先ほどパワーポイントでもお示しましたが、2020年度末で約3万8000本、今の計画段階においても2020年度末においては、それだけ残存するというような状況になってございます。

そういった取り組みを受けまして、これまでのガス安全小委でも御議論いただいたところでございますが、6ページ目の一番下から書き始めてございますけれども、施設リストの公表であるとか、あるいはガス事業者別、地域別の公表であるとか、それぞれ公的、民間において使い分けをしながら、そういった取組みもしっかりやっていくということを提言いただいておりますので、今その公表に向けた検討を進めさせていただいているというところでございます。

そういった取組みの中で、7ページ以降の真ん中は、今申し上げた全体のトレンド、4大ガス事業者、その他、旧簡易ガスと分けさせていただいた内訳になってございますので、説明は割愛させていただきたいと思えます。

それから、8ページ目の下半分以下から公的施設の関係をもとめさせていただいております。

公的施設については、9ページ目のような関係省庁に毎年、根強く呼びかけをさせていただいているということ、それから、10ページ目には、表10で公的施設の実施計画、これは先ほどの再掲になります。2020年度末ではゼロになるという計画で、今のところ取り組んでいただいている。

真ん中ほどには都道府県別のうち、これは昨年、一昨年も御説明させていただいているところでございますが、近畿圏で公的施設が多いというところでございますけれども、②番目で書かせていただいたとおり、ここ3年間ぐらいの削減量をみると、各府県さんとも非常に御努力いただいているというよう

な状況になってございます。

公的施設の評価の関係になりますが、12 ページ目まで飛んでいただきまして、今後の対策のあり方をまとめさせていただいてございます。こちらにも重要なポイントには下線を引かせていただいておりますが、(3)の最後のパラグラフの2 番目の下線の部分でございますが、資金面での課題とか他律的要因、こういったものが対策困難な施設の存在が一層顕在化しつつあるということが状況としては見えつつあるのかな、ということでございますので、官民がより密接に一体となって、あらゆる機会を捉え、重層的に訴えかけていくことが必要である、とまとめさせていただいてございます。

それ以降は、民間でございます。民間につきましても、13 ページ目のように、各省を通じまして、私立大学はじめ、マンション管理組合とか、そういった方々に色々と呼びかけをさせていただいているところでございます。

それに対して、14 ページ目が実績と計画、表 16 でございますが、こちらにも再掲になりますが、2020 年度末で約 3 万 8000 本が残存する計画になっているというところでございます。

15 ページ目は、それぞれの残存量の多い地域でみると、民間の場合は、関東エリア、近畿エリア、関東について近畿の残存が多いということが分かってございます。

それで、今後の対策を 15 ページ目の後段から書き始めさせていただいてございますが、16 ページ目をおめくりいただきまして、最初のパラグラフにございます、特に、民間については、対策が困難な施設の存在が顕在化している、計画上も 3 万 8000 本が残存するというところでございます。

元々努力目標ということになってございますが、とは言え、2020 年の改善完了というのは極めて厳しい状況に至ってきていると評価されるのではないかと考えてございます。そこで、下線に書きましたが、これまでの取り組みを継続、強化することはもちろんのこと重要である。さらに、これに加えて、やはり件数が多いものですから、個々を調べるというのは非常に難しい状況ではございますが、その全体傾向を分析することが大事ではないかと思っております。それを踏まえた課題解決というものをしっかり取り組みながら最大努めることが必要である、とまとめさせていただいてございます。

ただ、こちらにも最大取り組みの結果として、それでもなお目標達成が困難であるということであれば、目標の見直しを含めた新たな対策を講じるということが必要ではないか、と考えてございます。

説明は以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして質問などございますでしょうか。吉川委員お願いします。

○吉川委員　御説明ありがとうございました。巷間、新聞等で公営ガスの民営化が進むという話を目にしております。これについてガス安全高度化計画への影響をどういうふうに分けていて、具体的な対応策等は考えられているのか、特にその影響はないと考えられているのか、その辺のお考えをお聞

かせいただければと思います。

○倉渕委員長 公営ガスの民営化にあたっての保安の問題、それについての御指摘かと思ます。いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長 ありがとうございます。先生御指摘のとおり、まずは民営化という観点から言えば、従前から公営ガスを一般の民間ガス会社さんに譲渡するというケースもございます。ただ、最近、先生が仰られたとおり、コンセッション方式により、特に、最近の動きとして、大津市さんで色々運営主体を決められて、これからまさに活動が開始されるという状況でございますが、基本は、大津市さんなら大津市さんがこれまでやってきたノウハウを照らし合わせてしっかりと運営をやっていただける方を選定していくというプロセスでございますので、そこは良く個々にそれぞれの手続の中で我々としてもチェックをさせていただくことになると思ますけれども、そういった中において、特に、これが懸念だとか、それをやること自身が懸念だというふうな印象は、私どもとしては持っていないということです。そこは、手続の中でしっかり確認させていただくということかなと思っております。

○倉渕委員長 よろしいでしょうか。

○吉川委員 くれぐれもこれまでも再三申し上げているように、やはり保安は経済性の理論を超えたところの非常に重要な部分だということを皆さんに周知徹底していただくように今後もお願いをしたい。官民一体というのは、まさにそういうところで事業者さんとも協力してやっていただきたいと思ます。

○倉渕委員長 保安の重要性に対する御指摘でございます。どうもありがとうございます。

○三浦委員 今、吉川委員の仰ったとおりで、一度選定してしまうとなかなか変えにくいということがあるわけです。例えば仮に選定したところが本当にやっているのかどうかということも、きちんとフォローをする、レビューをするということも忘れずにやっていただきたいと思ます。通ってしまっ、実は蓋を開けたらということが保安ではあってはならないことなので、そのチェックも含めてお願いしたいと思っています。

○倉渕委員長 保安レベルに関するフォローアップをしっかりとやっていただきたいということだと思ます。よろしくお願ひします。他いかがでしょうか。

○水流委員 一つお尋ねしたいのですが、2020年においても3.8万本が残ってしまうという件ですが、それぞれの建物というか、所有者というか、建物における、その管が残ることにおけるリスクみたいなものを何か出せないかなという感じがあるのですが、ただその管の古さだけではなくて、そこでやられている活動によって、活動レベルがあつて、その活動レベルを幾つかに分けることで、管の古さとか、長さとかいう形で、その建物に居住とか、そこにいるとこういうリスクレベルになるというようなものが、もし大ざっぱでも出せたら、少し働きかけとして、こんなリスクでやっていますよというような情報をお伝えして、それぞれに目覚めていただくきっかけになるというか、全然目

覚めない方もいらっしゃると思うのですが、情報が伝えられれば目覚める方もいらっしゃるかもしれない。そういうもし手法が開発できれば、それはよろしいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○倉渕委員長　リスク評価に基づく経年管の更新のお勧めみたいなことですね、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　今の資料1-3の7ページのところで説明は割愛させていただいたのですが、(1)の上ほどのパラグラフのところに書かせていただいております経年管リスク調査事業というのも、こちらは日本ガス機器検査協会さんとタイアップしながらやらせていただいているところですが、これは何かというと、経年埋設内管のガス漏れの可能性を精緻に、危険性を、例えば土壌との相関関係とか、腐食との相関関係とか、そういった把握をさせていただきながら、こういった条件のお住まいの環境においては、これは可能性の議論ですけれども、例えば何年か後には、これだけ腐食する可能性があるとか、そういったことを精緻にお示しするような、そういう評価みたいなところを我々として調査を進めてございまして、その結果については、こちらの(1)の一番最後に書かせていただいたとおり、やはり先生おっしゃられるとおり、需要家の自主的な取り替え行動を促していくため、活用していきたい、ということで今調査を進めておるといところでございます。

○水流委員　ありがとうございました。特にマンションとかいうところは、自治会が修繕とかを検討するときに、そういう情報があるかないかで大分変わってくると思うので、反応性があるところだけでもいいかと思うのですが、できるだけそういったものが出てくれば情報提供して差し上げるのがいいかなと思います。

○倉渕委員長　情報提供を積極的に進めるということですね。是非お願いいたします。

○澁谷委員　今回、経年内管の対策で撲滅に尽力されたということですが、もともとこれは問題が起きてから対応する、いわゆる再発防止で対応したものなのですが、本来、これはかなり急ピッチで進められたので、そうするとこれを今度維持していくということになると、またこれも問題を先送りにして、また問題が起きたときにやってしまうとなると、今度は社会的なコストが耐えられなくなる。そうすると今後適切な期間を設けて長期的な視野でメンテナンスをしていくということが大事になってくると思うのですが、今回の撲滅の活動と、メンテナンスに対する活動の用意というか、そういう備えは今どういうふうを考えられているのでしょうか。

○倉渕委員長　メンテナンスに関するお考えということですね、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　澁谷先生、私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、今経年管対策の元々の拠り所としては、資料1-3の1ページ目のところでも書かせていただいておりますが、維持管理対策ガイドラインというのがございまして、それに従って各社さんは、もちろん経年管のリスクの高さから、要対策管にするとか、維持管理導管にするとか、そういうチョイスをされておられたりと

か、維持管理のやり方そのもの、そういったものをガイドラインを設けながら維持管理はしていただいています。後は、経年管を取り替えた後は、良い素材といたしますか、私どもがお薦めしているのは耐震性も含めて、内管であればポリエチレン管というものをお薦めしているということ、私どもと言うか、ガス業界さんが、というところでございまして、やはり経年管対策は、非常に難しく、今例えば、ねずみ鋳鉄とか、白管とか、取り替えを進めているというところでございますが、設置された当初は良い素材だ、という認識で設置された、その後、やはり事故の状況とか踏まえると、だんだん材質の特性が分かってきて、早急に取り替えた方が良いということで切り替えていった、という歴史でございます。

今のところ、ポリエチレン管についても、我々としては、非常にこれまでの素材に比べると、耐震性、腐食性の観点から優れた材料だということでございます。ある意味、これまでそういった形での置かれ方をして、メンテナンスというのもしっかりやっていくという、そういうやり方をやらせていただいているということでございます。お答えになっているかどうか、すみません。

○澁谷委員　今御指摘いただいたように、ポリエチレン管がいいものである、いいものに替えるというのは結構な話なので問題ないのですけれども、問題は替えるタイミングのほうで、要するにまとめてぱっとかえたときに、最終的なライフサイクルはあるとき一気に来るわけですね。そのときに本当に例えば50年後だとすると、50年後に一気に替えなければいけないようなことが起きたときに、本当に社会のコストとして耐えられるのか。それは問題を先送りにするという考え方が本当にいいのかという話と、もう一つは今回一気に替えたのであれば、それを例えば10年、20年かけてちゃんと維持計画を立てて替えていくというような形で、できるだけ社会の負担を最小化していくような取り組みというのが、今回は喫緊の対策なので一気に替えましたというのは、それは緊急対応ということで結構だと思うのですけれども、今後のメンテナンスのコストを事業者さんがどういうふうにお考えなのかというのによると思うのですけれども、やはり一気に替えてしまうと、それは一気にメンテナンスするというのはかなりの負担になってくると思うので、そのあたりの計画というのはどのようにケアされているのかなと思います。

○倉渕委員長　ポリエチレン管の寿命と、メンテナンスライフサイクルみたいなことかと思われませんが、いかがでしょうか。

○多田委員　なかなか一言で御回答させていただくのは非常に難しいのですけれども、ポリエチレン管は半永久とっておきまして、そういう意味で、特に高耐震化を図るという上でも、まずそれをできるだけ早く入れかえていくというのをやりまして、そのもの自身は半永久的という表現をさせていただいているものでございますので、その先どうするのかという御質問だとすると、なかなか私自身は答えはもっていないのですけれども、まずはそれを目の前の地震対策も兼ねて更新していくということを計画的に行っていくということで考えておりますというのが現状でございます。

○澁谷委員 わかりました。

○倉渕委員長 よろしいでしょうか。

○田村ガス安全室長 よろしいですか。決してその後全くメンテナンスフリーになるわけではなくて、しっかり法令に基づいてチェックは、定期的にやられていくということです、供用期間中は。あと今回、経年管対策というのは一気に取り替えるというよりも、ここも10年、20年ぐらい前ぐらいから計画的にどんどん取り替えを加速化するというイメージのほうが合っているかと思います。

○多田委員 まだまだ何年もかけて取り替えていくということになりますので、段階的にやっていくことになります。

○澁谷委員 要するに効果の高い、それを想定して計画されているという理解でいいのですね。

○多田委員 まずそうです。基本的にそういう計画的にやっていくということで、将来の投資に対してもできるだけインパクトが少ないように考えてやっているということだと御理解いただければと思います。

○倉渕委員長 まずはリスクの高い管をより安全な管に早急にかえていくということで努力されているということだと思います。将来的にはもしかすると、永久ということが本当になるのかどうかかわからないですけれども、問題があったらまた対応されるということだと思います。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2の次期ガス安全高度化計画の策定に向けた検討状況について御説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは引き続きでございますが、資料2でございます。次期ガス安全高度化計画の策定方針について、ということで、こちらにつきましては、昨年3月のガス安全小委でも頭出しをさせていただいたところでございますが、現行のガス安全高度化計画は2020年をもって一通り終わる、というような状況になっているということで、その次をどうしていくかというところを私どものほうで検討を進めてございますので、まだ途中段階ではございますが、こういった作業方針でよろしいかどうかを御審議いただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますけれども、構成案をお示しさせていただいております。現行のガス安全高度化計画につきましては、青枠の一番最初で書いたとおり、国、ガス事業者、需要家、それから関係事業者等の多様な者による協働体制の下に、かつ多面的な視点、防災であるとか、あるいは人材であるとか、そういったところも含めての行動計画になっているということでございます。

そこで下線でお示ししているとおり、自主保安を進める上での効率的なアプローチだと私どもとしては認識しております。

したがって、原則、現行のガス安全高度化計画の枠組み、フレーム自体は踏襲、維持してよろし

いのではないかと考えてございます。

ただ、2つ目のポツで書いたとおり、ガス安全高度化計画は、参考資料3にも目次だけはお示ししましたが、平成23年で出来上がったものでございます。その後、やはり10年経つと環境変化、それから、想定すべきリスクといったものが異なってくるということでございますので、対策等においては、しっかりとその辺を織り込んでいく、ということを検討していきたいと思っております。

例えば、同じく1ページ目の3.の右の方で書かせていただいておりますが、担い手不足、高齢化とか、あるいは導管の法的分離というものも今後予定されているというところ、それから、IoT、サイバーセキュリティとか新たな脅威というものも対応を考えていく必要がある。こういった新たな環境変化、あるいは想定するリスクの変化といったものをしっかりと計画の中に織り込んでいきたいということでございます。

それから、2ページ目、指標といたしましては、安全、保安に関する指標といたしまして、死亡事故、人身事故、こういったものをしっかりとインジケータートしながらやっていきたいと思っております。

ただ、今の高度化指標の何件というものをそのまま引き継ぐのか、あるいは件数的なものは見直しを図るのか、あるいは目標としては、全く新たな視点で決めていくのか、そこは今後じっくりと検討させていただきたいと思っております。計画としては、10年計画、中間評価を行ってPDCAを回していくという形式にしたいと考えてございます。

それから、4ページ目、5ページ目でございますが、現在、消費段階、供給段階、製造段階というそれぞれに着眼したもの、これは昨年3月もお示ししましたけれども、非常に合理的、リーズナブルな考え方だと思っております。ただ、4ページ目の右下の括弧書きにも書いたとおり、スマートメーターの導入であるとか、あるいはドローンといったような新たな、例えばドローンを活用した点検とか、技術的にもやはり環境変化があるので、こういったものは対策にしっかりと織り込んでいきたい。

さらには、5ページ目の災害対策、これもレジリエンスの関係で、大変国民の方々に御心配いただいているというところもあり、しっかりとこういったものを対策として決めていくという点、それから、人材、教育、こういったものもしっかりと考えていきたい、ということも柱として考えていきたい。中身については、2019年度をかけてしっかりと精査、内容を練っていききたいと考えてございます。

最後、計画でございますが、来年を含めると2回、今を含めると3回になりますけれども、来年の年度末の3月、恐らくここでも開催させていただくことになると思いますが、その際には、是非ドラフト案的なものをお示しし、その翌年の3月にフィックスしたもので、シームレスにつなげていきたいと考えてございます。以上です。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。

この議題は2021年以降の次期計画の策定に向けて、基本方針はこれでよろしいですかという、実際

の中身は次年度に議論するということでもあります。本件について何か御意見などございますでしょうか。

○赤穂委員　やはりこれから 10 年間というのは、ガスというか、エネルギー業界にとって相当大きな変革を迎える時期になると思います。自由化が進展する、さらにガスの導管の分社化が実行されるということになって、それを来年見通すというのはなかなか難しいなと思いますが、その中でも自由化が進むということを前提に考えると、自由化が進むということは競争が促進されるということで、勝ち組があれば負け組も発生するということになります。そうなるとう経営が厳しくなってきた事業者さんの安全に関する取り組みというのが今後どうなっていくのかというのをしっかりみていかないといけないと思います。もう撤退してしまえば、そのときにはルールがあるということは承知していますが、経営が厳しくなって、安全に対する投資ができなくなってしまったような事業者さんが出てきたときに、それをどのように評価するのかということは、何らかのルールとして考えておくべきではないかと思います。以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。自由化に伴う保安の維持をどのように進めていくかという難しい課題ですね、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　先生御指摘のとおり、色々な環境変化、このガスを巡ってございます。先ほどの法的分離もそうですし、あるいは、色々な人材の面でも困難な状況に立っているというところもあります。総体的にしっかりと変化を捉えながら、対策を考えていきたいと思っております。

○倉渕委員長　ありがとうございました。

○青木委員　全国ガスの青木でございます。次期安全高度化計画の策定方針について意見を述べさせていただきますと思います。次期安全高度化計画策定の視点として、現計画の安全高度化目標にあります死亡事故ゼロの方針として引き継ぐということには賛成でございます。死亡事故の発生は、それがどういう背景のものと事故であれ、1 件発生しただけでもガスは危険だ、ガスは怖いというような印象をお客様や社会全体が抱いて、ガス業界全体の安心・安全に関するイメージダウンにもつながりかねないと思っております。私ども産業別労働組合であります全国ガスにおきましても、安心・安全の発信強化と信頼の深化に向けた取り組みというものを運動方針に掲げて、組合員一人ひとりがガスの安全や安心に関する取り組みについて正しい知識をもって、組合員一人ひとりが社会に情報発信をしていく取り組みを継続して展開をしてきているところでもあります。ガスをはじめ関連産業で働くものとしましては、個別の労使間におきまして、さらには我々産業別労働組合と業界団体との間でしっかりと保安の維持、向上に向けた取り組みを継続していく所存でありますけれども、政府におかれましては、その支援を是非していただきたいということで、現計画の安全高度化目標にあります死亡事故 0 をぜひ継続いただきたいという意見でございます。

○倉渕委員長　ありがとうございました。死亡事故 0 という目標は堅持していくということだと思

ます。他よろしいでしょうか。

○堀委員 門外漢ですけれども、高度化計画の構成案、章建ては大きな変更しないということ、さらに安全高度化指標も従来どおり、私は大賛成ですけれども、もし可能であれば、こういう高度化をするためのコストの算定とか、国がどれだけお金を出して、事業者さんが負担をして、それが需要家にかかっているかという視点を、なかなか急にこういうのを入れるのは大変だと思いますけれども、そろそろこういうのもしっかり入れて、リスクをカバーするためにはちゃんと国民の皆さんを含めた国全体でこういうコストを払っているのだというのは明示してもいいのではないかと考えておりますが、今のはあくまでも案ですので、もし可能だったら、今度の計画の中にコストの概念を含めていただければと思います。以上です。

○倉渕委員長 確かに目標を掲げてそれにはお金がかかるというのは当然で、そういった算定も含めた次期の計画の策定ということを是非進めていただきたいと思います。

それでは、一応基本的にはこの方針で進めるということによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○倉渕委員長 では御了承いただいたということで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3の規制改革実施計画への対応状況について御説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、引き続きまして規制改革関係ということで、昨年11月も、こちらの頭出しをさせていただきました。規制改革推進委員会の方から、保安関係で2点ほど指摘をいただいた、ということで、こちらにつきましては、平成31年、次年度中に措置をするということで今作業を進めているところでございます。したがって、現状の中間報告的な位置づけになりますけれども、現在の検討状況について、御説明したいと思います。

資料3-1と3-2と2つございますが、こちら2つ続けて御説明申し上げたいと思います。

まず資料3-1でございますが、内管保安、それから工事における競争環境整備の検討状況について、ということで、こちらは何かと申し上げますと、内管保安工事における委託をする場合の委託要件の透明化を、というのが規制改革推進委員会から与えられた宿題でございました。それで、前回は実態を調査して今後の方針を決めさせていただきたい、ということをご報告させていただいた後の状況でございます。

まず、おさらいになりますけれども、2ページ目が内管の工事の関係になります。工事につきましては、現在、委託の方式として、指定工事店というものと、簡易内管施工登録店という2種類があります、ということでございます。2種類のうち後者の簡易内管につきましては、メーター下流側の簡易な工事、

この施工をガス会社さんの方に一旦登録いただければ、後は、需要家の方と施工屋さん、登録店との関係で、相対で自由に工事を進めて良いというような制度になっております。

一方、指定工事店というのは、ガス会社さんから委託を受けて工事を行うという内容になってございます。それにつきましては、委託実態を調査しましょう、ということで、昨年、方向性をお示しさせていただいたところですが、その結果が3ページ、4ページになります。

3ページ目に委託の実態調査、工事でございます。今申し上げた指定工事店の方々が下の表の真ん中ほどに書いてございます。指定工事店というのが10社のガス事業者の調査結果となりますけれども、需要家数上位10社を選定してガス協会さんにお調べいただいた結果ですけれども、950社、それに対して登録をされている簡易内管のほうは2160社というところとなっております。それに対して、では工事を実際どういった形でやられていらっしゃるかという施工実績が下の表に書いてございます。内管工事、大体69万件ぐらいあるというのに対して、推定では簡易内管工事と呼ばれているのが13万件、一方で、簡易内管施工登録店が実際に施工した工事というのが約5000件という形で、簡易内管の制度が十分に活用されていないのではないか、というような実態が分かっているということでございます。

一方、4ページ目が同じく調査結果になりますけれども、指定工事店、簡易内管施工登録店、こちらにつきましても、要件はどう決めていらっしゃるのかとか、あと要件は開示をされていらっしゃるのですか、ということに関する調査結果になりますけれども、要件についても、基本的な認定要件とか、あるいは欠格要件のみを規定して、材料あるいは施工範囲は、御相談がきたら別途説明するというようなスタイルをとられていらっしゃるところがほぼほぼ多い。後は要件そのものについても、問い合わせが来たら情報開示する、というようなところの実態が分かっているところでございます。周知の状況も、下の表の一番下に書いてございますが、一般公開をやられていらっしゃる方は、10社中1社というような実情になっているということでございます。

そこで、今後の進め方、内管工事の進め方を5ページにまとめさせていただきましたが、まずやはり要件は、しっかりと明確化するということが、それも現行制度において指定工事店、簡易内管工事店という店があるのであれば、双方とも併記した要件を作成した上で、かつまた明確に分かりやすくすることが必要ではないか。それから、周知についても、開示、公表というのもしっかり行って、かつまた、お問い合わせが来たら、さらに十分にその情報を開示する仕組みづくりというのが重要ではないか、というところが対応ぶりなのかなと考えてございます。

そこで、対応方針は、実際の進め方ということで、私ども経済産業省の方からガス協会を通じて、全国のガス会社さんに対して2点、要件の明確化、それから周知の仕組みづくりという点を要請させていただく。それを受けた形で、ガス協会さんの方で、全国一律というか、ガイドラインというものを作成

いただきながら、全国のガス会社さんの方で、さらに細かい各社に合うような手引きといったものを作っていただく、ということでどうかと考えてございます。その状況については、定期的に私どもとしてもフォローアップをさせていただきたいというのが今後の進め方と考えてございます。

それから、飛んでいただきまして7ページ目以降が内管の保安の関係をまとめさせていただいてございます。8ページ目に、前回お示した課題というものと、それから、いただいた御意見をお示しさせていただいてございます。前回は、色々御意見をいただきました。例えば、真ん中ほどにも書きましたけれども、保安水準は維持・向上されるべきものであるということで、その前提でお願いします、という御意見をいただいたりとか、あるいは、一方で価格だけではなく保安の分野でも競争できるいい方向に向かうということであれば、参入を阻む必要はない、という御意見であるとか、あるいは、これはそもそも論ですけれども、委託先選定の自由は導管事業者にある、ということは前提だということであるとか、様々な御意見をいただきながら、こちらについても委託実態を調査して、今後の進め方を決めていきたいと前回申し上げたところです。

そこで、委託実態の調査の結果が9ページ目以降でまとめさせていただいてございますが、保安については、大まかに分けると、緊急保安と定常時の保安と2つに分かれます。まず、緊急保安が9ページにまとめさせていただいてございますが、全導管事業者200社、こちらをガス協会さんの方でお調べいただいたところ、緊急保安業務は、一切委託してないという実態になってございます。こちらの一切委託してない理由というのは、真ん中ほどで書かせていただいておりますが、やはりガス事業者さんにとってのコア業務、ノウハウの塊、そこは人材育成であるとか、あるいは能力の確保という面においても非常に大事な業務である、ということがありまして、実態としては委託はせず、自らの社員の方々において作業が進められているという状況になってございます。

ただ、9ページ目の最後に書きましたけれども、先ほどの吉川先生の御質問とも関連するのですが、なお書きで書かせていただいております大津市については、ことしの4月から緊急体制が整備されて、共同出資の新会社に一体的に業務委託する予定ということで、ここは密接不可分な関係をもって大津市さんがやられると、同等な品質レベルにおける緊急保安が今後運営会社の方でなされていくという予定のものもございます。これは新たな動きという意味であります。

一方、10ページ目で内管漏えい検査と書きましたが、定常時の保安の関係です。定常時の保安につきましては、需要家数が非常に多いところ、13社になりますけれども、こちらをお調べいただいたところでございます。そのまとめ表が下に表として書かせていただいておりますが、定常時保安においても、法定と自主というものに作業的には分かれる、ということでございます。そのどちらも大体が委託を出しながら現場作業をやられていらっしゃる、というのが実態になっております。

ただ、左側の法定業務、定期漏えい検査でございますけれども、やはり法定業務ということもあり、

黒い字で書きましたけれども、機能分社化している会社であるとか、あるいは資本関係があるというような関与・統制が利くという会社、委託先、こういったところにやっていただいているというところ。一方では、自主保安の開栓時漏えい確認と書かせていただいておりますが、同じく委託なのですけれども、委託先としては、非常に多くの方々に参画いただきながら、関与・統制も保安教育とか、そういう一定の要件、こういったものがなされればやっていただいているというのが実態だということがございます。

あと法定業務、自主保安の関係、それぞれ違いの部分で、体制維持なども書かせていただいておりますが、法定業務は、年間を通して定期的にローリングでやっていくという特性がある業務です。

一方、自主保安の開栓時漏えい確認については、ピーク時とか、引越し時とか、こういったところの体制維持というのが重要な業務、そういった業務のタイミングも異なるというものがあります。

こういった実態を踏まえて 11 ページ目の内管保安、これは、緊急保安を含めての対応方針をまとめさせていただいております。点線枠囲いのところ、まず一番目ですけれども、緊急保安については、現在、導管事業者さんが自ら実施しているということで、導管事業者さんとしてのニーズ自体が存在してない状況にあります、ということが分かりましたということがございます。したがって、将来的にニーズが出てきた場合においては、その時点で検討を行う、ということにしたいということ、それから、②番目の緊急保安以外の内管漏えい検査と呼んでございますが、定時の保安ですけれども、それは、先ほど上でお示したような定期漏えい検査、法的業務と、それから開栓時漏えい確認という自主、この2つに分かれているということで、実際実態も2つで要件的なものが異なっているという実態もございます。

そこで、共通する要件項目というものをピックアップしながら、法定の定期漏えい検査については、追加的な要件というものをまずは項目としてピックアップをしていきたいと思っております。例えば、そこに書いてある保安水準であるとか、必要資格であるとか、それに加えて、追加要件としては関与・統制の関係、信頼性関係とか、現状では子会社、資本関係とかというところが重視されているというところがございますけれども、そうしますと、第三者が入り込む余地がないということにもつながりますので、そういった資本関係とか、密接性みたいなものを代替し得る措置とここでは書かせていただいておりますけれども、そういったものも含めて要件化するということではどうかと考えてございます。

それから、先ほど申し上げた業務としても、タイミングが異なってくるというところもありますので、効率的な運用、そういったものを引き続き要件化するということではどうかと考えてございます。

ただ、一方では、点線の枠囲い以外のなお書きで書いてございますけれども、自らやることを妨げるものではない、このような整理は、委託をする場合の要件の透明化であって、先ほども先生からの御意見もございましたとおり、一部委員からの御発言もあったとおり、委託そのものは導管事業者自らが発

意を持ってやるものですから、委託をする場合にしっかり要件を透明にする、ということの前提でこの整理をしたいと思っております。

最後 12 ページ目が、内管保安の委託要件の透明化の進め方ですが、基本は、先ほどの工事と同じような進め方をしたいと思っております。ただ、1つ目のポツの2行目にわたって書かせていただいておりますが、私どもとして要件とすべき項目、いわゆる骨格となるものはしっかりともう少し精査をさせていただいた上で抽出したいと考えてございます。そういう骨格をガス協会さんを通じて全国のガス事業者さんにお示しすることによって、まずは、ガス協会さんのほうでそこに肉付けをしていただきながら、実際の各社の個別事情などを勘案して、手引きを全国のガス会社さんに作っていただくという流れかな、と考えてございます。

こちらがまず資料3-1でございまして、引き続きまして、資料3-2でございまして。3-2は、ガス保安規制の整合化について、ということで、こちらがガス事業法の設備、それから、液石法の設備、特に、ガス事業法の中では旧簡易ガス、LPガスを使った供給形態の事業者さんにおける設備と、液化石油ガス、LPガスの需要家供給、こちらの設備と基準が異なっている部分がある、ということがあって、それを整合化しましょう、ということでございます。これは、一昨年の小売の自由化の時に、ほぼほぼやらせていただいたのですけれども、積み残しが何点かあったということでございますので、今回、積み残しを措置していきたいという内容でございまして。

端的に申し上げますと、1ページ目の表にある赤枠のところはそれぞれの施設の種類に応じて、あるいは、能力に応じて違っている部分でございまして。

液石法の方が、これは、火気との離隔距離なのですが、2m、ガス事法のほうが8mということで、いわゆる8m以上離すほうが離隔距離としては厳しいので、液石法が2mになっているのに対してガス事業法は8m、これをどうするかという問題でございまして。

次、2ページ目以降が、設備特性と整合化の考え方をお示したところでございまして。基本は、旧簡易ガス事業者の設備とLPガス需要家に対する供給、液石法に基づく供給の設備とで構成が異なるところはございません。システム的には類似というか、同じような設備でございまして。供給圧力もまた然り、ということもございまして、整合化の考え方としては、基本は、液化石油ガス保安法の基準に合わせるということでございまして。ただ、3ページ目の例外事項と書かせていただいたところがございまして、ガス事法特有の設備もあるので、ここは、特有な設備については、これまでどおり、旧簡易ガスの基準を維持するというところでございまして。その結果は、4ページ目でまとめさせていただいた表でございまして。この結果が、A、Bというのは液石法の離隔距離に合わせるということ、それから、ただしというのは、先ほど簡易ガスでガス事法適用の特有の設備があるという部分については、これまでのガス事法の基準を引き続き継続する、というようなことでまとめさせていただきたいと考えてございまして。

その他につきましても、5ページ、6ページにわたってお示したところでございますが、6ページ目の方がわかりやすいと思いますので6ページ、最後のページに書いてございますが、今申し上げたのは、緑の部分の火気取り扱い設備との距離です。そのほかにも若干差異がある部分といったものがございます。ただ、設備実態であるとか、あるいは業界におけるニーズであるとか、そういったところから踏まえると、緑の部分は、速やかな措置が望ましいと考えてございます。その他については、それぞれのニーズなんかを把握しながら、必要に応じて措置していきたいと考えてございます。以上です。

○倉渕委員長　内管工事、保安業務の委託の透明化と保安規制の整合化に関する検討状況を御説明いただきました。ただいまの御説明について何か御意見ございますでしょうか。

○吉川委員　前回もこの点について意見を述べさせていただいたと思うのですが、今回の整理のように、委託するかどうかは、導管事業者さんの責任において意思決定をしていただくわけですが、委託する際に不当に新規参入の妨げ等がないようにという観点で要件を明確化し、それを周知して透明性を確保していただく、この整理はとてもいい整理ではないかなと思って私は賛成いたします。ただ、くれぐれも要件の中に価格競争とか、経済的優勢のみでなくて、保安の質という面の観点から、やはり技術水準であったり、人的、物的体制が備えられていることといったような要件まで書き込んでいただくということを是非お願いをしたいというのが1点。

それから、不勉強なので教えていただきたいのですが、先ほどの資料3-1の3ページに簡易内管施工登録店の場合には、一旦各導管事業者に登録を行えば自由に需要家との間で直接工事の請負が可能と書いてありましたが、一旦登録してしまえば永久ライセンスで、あと導管事業者さんのコントロールなしに自由に工事ができるということだとすると、例えば工事の質に問題があったとか、そういうことをチェックし得る機会はないのかとか、免許更新制ではないですけれども、それから取り消し事由みたいなものを設ける必要はないのか、そういったところのお考えもお聞かせいただければ幸いですなと思いました。

○倉渕委員長　透明化に際して保安レベルを維持するための技術的な要件をしっかりと明記するということと、簡易内管施工登録店の状況というのですか、これについての御質問かと思いますが、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　少し簡易内管施工登録店の、どういう要件というのがあるのか、というのは私どもとして承知してないのですけれども、基本は、これは指定工事店も同じなんですけれども、誰が工事をしようが、ガス事業法の保安責任は、全て導管事業者が負う、という制度になっています。ある意味、ガス事業者さんにとって厳しい条件の中で、恐らく簡易内管施工店がやられるような工事においては、ある程度どういった方がやられていらっしゃるのか、あるいはどういった資格を持った方がやっていらっしゃるのかをガス会社として把握できれば、自由にやっていただけるというような判断の下でや

っていただいている制度かなと思っております。

○多田委員 よろしいでしょうか。

○倉渕委員長 補足をお願いいたします。

○多田委員 今御質問いただいた点につきましては、室長が仰ったとおりでございますけれども、一般ガス導管事業者の内管の技術基準の適用維持の義務がございますので、これは簡易内管施工登録店の方が行った工事についても報告をいただくということがございますし、簡易内管登録店と契約はさせていただきますので、仰ったような、自由にしているということにはなっておりません。よろしいでしょうか。

○吉川委員 そうすると先ほどの「自由に契約ができる」という表現が正確ではないのではないかなという気がしますのと、それから、もう一つは、今度は自由にできないとしても、簡易内管施工登録店に一旦登録されれば、その取り消しとか、あるいはちゃんと技術水準が保たれているかといったようなチェックをする制度的な仕組みはないのかというところを教えていただきたいと思います。

○多田委員 お客様との料金については自由にやって、簡易内管施工登録店さんとお客様のほうでの料金についてはその間でやっていただくことになってはいますが、今仰っていただいたところは一般ガス導管事業者と簡易内管施工登録店の契約の中で結んでおりますので問題ないと考えております。

○吉川委員 その契約において解除事由とか、登録の抹消みたいなことも掲げられているのですか。

○多田委員 契約の中には含まれているということでございます。

○吉川委員 はい。

○倉渕委員長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。赤穂委員お願いします。

○赤穂委員 まず内管工事の指定工事店と簡易内管施工登録店の新規参入希望をする人に対するガイドラインというのが設けられて、これから参入を希望する人にとってはある程度どういうことをすれば、自分が努力をすれば参入できるのかということがわかるような仕組みをとっていただけるということで、これはよかったなと思っております。ぜひそれによって新規参入する方がふえることを期待したいと思っております。一方、内管保安の委託要件の透明化ということでありましたが、こんなに高いハードルがあるのだというのがよくわかったなと思っております。ただ、こちらについては、かなりいろんな技術も必要かと思っておりますので、果たして参入する人がどのぐらい希望者がいるのかという今の現実もよく把握させていただいた上で、今後さらにどのように参入希望者が阻害されることがないように仕組みというのがどうあるべきなのかというのを考えていきたいと思っております。以上です。

○倉渕委員長 ありがとうございます。

引き続き検討していただきたいと思っております。

○田村ガス安全室長 一言すみません。先ほど御説明申し上げました、やはり保安のほうはハードル

が若干高うございまして、特に、保安の中でも定期保安、法定と自主とでハードルに違いがあるというところがございます。先ほど御説明にも含めさせていただきましたが、特に、法的については、現在では密接な関与・統制の関係のある者ということなので、そこを仮に第三者に置きかえるとどういうことが要件として掲げられるか、ということはとても重要だと思いますし、あと最後のページの説明を割愛させていただいたのですけれども、工事と違って、12 ページ目のところです、下線、真ん中の辺に書かせていただきました適切な委託先の選定プロセスも含めた要件の明確化と書かせていただいております。工事は、現在の制度でも問い合わせに対応できれば、参入できるような状況にはなっている。そこをさらに推し進めましょう、一方で内管保安については、専ら委託ということで、なかなか選定プロセス自身が見えていないということもあり、最後は、導管事業者さんがお決めになることですので、私がやりたいという人は、少なくとも気づきの機会は得られるべきではないかということで、選定プロセスも含めた要件というものを保安の方についてはお願いしたい、と思っている次第です。

○倉渕委員長　よろしいでしょうか。

○三浦委員　ここは保安と安全の委員会ですから、ハードルだけは引き下げてはいけないというのはずっと言ってきたことです。高いハードルを越えられない事業者に入られたら消費者がたまったものではないのです。ですから、やはりそういう厳しい案件であっても、委託できるような信頼関係を築いて、きちんとお互い情報を開示して、そういう中で事業者を選定していくというプロセスがとても大事だと思うので、資料3-1の11 ページに書いてありますとおり、この要件項目をクリアに、こここそ透明化して、わかりやすくしたということはとても良いことだったのではないかなと思っています。

話がとんで恐縮ですが、導管工事などの現場を見せてもらったことがあるのですが、やはりプロフェッショナルな技術とか勉強の意思の高さとか、人材の育成というのは本当に促成栽培でできないもので、栽培なんて言うていけないのですけれども、本当に簡単にできることではないのです。人を育てること。だからそういう意味ではハードルが高くても、ずっとこの先もコストを考えるとということではなくて、きちんと安全・安心を守っていただけるように、ますます競争しつつも頑張っただけことが望ましいことだと思っていますので、今後とも進めていただければと切に願うものでございます。よろしくをお願いします。

○倉渕委員長　ありがとうございました。保安レベルの維持と透明化のバランスをとっていくということかと思えます。稲月委員、お願いします。

○稲月委員　前回の小委員会で提起いただいた課題でございますけれども、精力的に検討いただいたということでございまして、保安レベルの確保というのと競争環境の整備ということに向けて現状の実態をしっかりと踏まえた上で方針を整理させていただいているということで、この方針に賛同させていただきたいと思えます。

1点コメントとしましては、現状の委託実態としての調査が3ページとか、4ページとか、10ページとかに記載されておりますけれども、現状においても一部委託が実施されて、現状でも行われているということでございます。そういうことでございますと、もしかすると、こういった今後定めていくような要件を一部でも早めに適用できれば、こういった競争環境の整備が早めに開始できるような会社様でありますとか、事業分野がもしかしたらあるかもしれませんので、そういったスピーディな対応も念頭に置いて進めていただければというところを願っております。以上でございます。

○倉淵委員長 承りましたということで、以上でよろしいでしょうか。引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、(4)その他の議題として幾つか報告事項があるとのことですので。まずレジリエンス点検を踏まえた地震対策の対応状況について御説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは資料4-1でございます。こちら、昨年11月にガスレジリエンスの緊急点検ということで、色々と状況、それから今後の対応を御審議いただきまして、御提言いただいたわけですが、今回は、その後の進捗状況を御報告させていただきたいと思っております。

2ページ目です。これは総括表になってございまして、それぞれ設備対策、緊急、それから復旧という、こういう各段に応じて、昨年11月に対策提言をいただいたわけでございます。例えば、設備対策であれば、低圧ガス管の耐震化率向上の取り組みを継続するということ。あるいは、緊急対策であれば、新たな緊急停止基準の適用が可能かどうか、フィージブルかどうかということ、再度大阪北部地震を踏まえて検証いただいたこと、あるいはブロックの細分化、あるいは合理的な復旧手法、事業者間連携、情報発信ということで、それぞれ6項目を頂戴したというところでございます。

それに対して、右が対応状況になってございます。耐震化についてはもちろんのこと、耐震化を継続中であるといったこと、それから新たな緊急停止基準については、昨年12月から現場導入が順次開始されてございます。現在、現時点において3事業者において適用開始済み、さらには、次年度中には約30事業者が適用開始の見込みとなっております。

それから、供給停止ブロックの細分化につきましては、供給安定性を考慮しながら、継続的に検討中ということ。

それから、復旧の合理的な復旧手法、事業者間連携、情報発信と続くわけですが、そちらにつきましては、以降のページで御説明のシートを設けさせていただいておりますので、次のページに移っていただきますと、昨年の11月にも御報告した内容でございます。マイコンメーターを使うと、さらなる復旧の早期化に活用できるのではないかとございまして。それを受けた形で4ページ目でございます。

4ページ目は、こちらはまだまだ細部を詰めていく必要がございますけれども、マイコンメーターを

活用した一つのやり方として、まず前提としては、マイコンメーターがほぼほぼ 100%設置されている状況がある。かつまた耐震化率も、低圧管も含めて非常に高まってきているというところがございます。そういった状況を考えると、被害軽微地区のようなところでは、閉開栓作業の合理化というのが、そもそも閉開栓作業が省略できるのではないかと、という案になってございます。

ただ、その前提としては、やはり需要家さんの理解であるとか、あるいは項目によっては、需要家さんをお願いする部分もありますので、したがって、そういうところの周知であるとか、そういったところが必要だ。かつまた被害軽微地区というのはどう定義付けるのか、ということについては、引き続きしっかりと検証する必要があるので、そういった関係のマニュアル整備を再度引き続き詰めていくということもございます。そういった観点から、こういった方向でマイコンメーターを活用しながら、合理的な復旧手法の導入という検討が進められている、というところがございます。

それから、5 ページ目は、事業者間連携の関係で、2 つ目のポツで救援隊受け入れ演習を実施したらどうかということがございます。従来の訓練というのは、被災地のガス会社さん当事者の方々が定期的に頻繁に訓練をやられておられるというところがございますが、それを救援隊も含めた演習、訓練みたいなものを新たに進めてはどうか、ということが検討されているというところがございます。

それから、次の 6 ページ目が情報発信のあり方ということで、これは、熊本地震の時も、御提言いただいたのですが、また今年の 11 月にもご報告いたしました、やはり復旧見通しというのが初動、発災時直後の段階から、非常に求められるという状況になってございます。そういったこととございますので、こちらでお示ししたのは被害率曲線、いわゆる復旧見通しを決めるための被害率曲線を決めておいて、地震の実際に発生した大きさに照らし合せて被害数は幾つになるのか、それで自動的に算定されますから、それでもって復旧見通しを初動の段階で出してしまう、ということではどうかということとございます。ただ、それもあくまでも予定でございますので、当然作業が進捗すれば、遅れや前倒しが見えてくるわけとございますが、そのときはそのときの時点で、しっかりとこれこれこういう理由で復旧見通しはいつになります、ということを変更して出し直せばそれで良いと考えてございますので、まず機械的な算定の手法のためにこういったテーブルを用意したらどうかということを検討していただいているということとございます。

それから、7 番目は見える化の関係です。日本ガス協会さんの方で、見える化システムの標準形というものを作っていただいて、間もなく運用が開始されるとお聞きしてございます。これまで 3 大ガス事業者さんの方では、個別にシステムを用意されていらっしゃるとうございますが、その他のシステムにおいても、日本ガス協会さんのこういう標準システムを使うと、全国オールカバーで見える化ができる、というような状況になっているということとございます。

それから、8 ページ目以降のパート 2 は、熊本地震を踏まえて強化した地震対策の評価ということで、

このガス安全小委においては、熊本地震直後に報告書をお取りまとめいただき、非常に多くの教訓事項を御提言いただいたところでございます。ある意味、その教訓事項が、昨年の大阪北部地震で非常に稼働したというところがありました。その関係をまとめさせていただいたのが、その次のページ以降でございますが、こちらは、中身が若干今お話したところと重複いたしますので、割愛させていただきますが、緊急停止基準もしっかりと大阪北部地震を踏まえて昨年 12 月に導入が開始されたりとか、見える化システム、熊本地震の教訓事項から、大阪ガスさんで整備を開始されて、実際、大阪北部地震で活用された、というところがございます。その対比をお示したところがございますが、詳細については説明は割愛させていただきます。以上です。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。多田委員から何か補足ございますか。

○多田委員　　内容につきましては特段の補足はないのですが、私どもガス業界は過去に大きな地震を経験する都度、ガス安全室様とともに連携しながら地震対策の強化を行ってきたという歴史がございます。本日、このようにガス安全室様から今後の地震対策の強化、高度化に向けた大きな方向性をお示しいただいたと理解をしているところがございます。これを受けまして、業界としましては、保安の確保というのは大前提というのは変わりはないのですが、その中でさらなる早期復旧、それから、お客様の立場に立った広報活動の強化といったところに取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきましてお願いいたします。

○堀委員　　まず最初にコメントなんですけれども、3 ページにある阪神から熊本、大阪、これだけみるとやはり復旧が遅いというわかりやすい説明ですが、何で遅いかというと、やはり地震後の復旧は難しい、逆にいえば先ほどのガス安全高度化計画のうち間接的にはわかりますけれども、高い技術力が培われたのでここまで早くなったという、そういう見方もできるので、これはこれだけをみると、どうしても自虐的に遅いねというのしか出ないので、だからそこは上手いみせ方を考えてもいい時期ではないかと思います。その上で幾つか非常にたくさんのデータがおもしろいというか、重要な提言がありまして、中でも 5 ページの業界大で定期的な救援隊練習の実施、こういうのは非常に重要だと思うのです。もし可能であれば、先ほどの話に関係しますけれども、高い復旧能力をもっているガスさんの復旧能力を他のライフライン、水とか電気、下水道等に展開するというのも考えていい時期ではないかと思います。

もう 1 点、6 ページにありますけれども、想定被害率の大きさ、まさにこのとおりでございまして、発生が懸念されている南海トラフや静岡の場合には、いわゆるプッシュ型支援、現地の判断を待たずに外から送り込むということになります。そのときにはやはりこの被害率ではもしかしたら使えないかも

しれません。また近年、いわゆる被災地等を使った単純な被害率ではなかなか想定できないということもありまして、一部建築建物等は応答スペクトルといわれるより科学的な分析をして被害を求めようという動きも出ております。是非平成も終わりますので、この1本曲線を引いて被害ですという時代は止めるというの科学的かもしれません。以上です。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。幾つか御提言いただきましたけれども、室長いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございます。特に復旧見通しの件については、これから色々検討を詰めていくところがございますので、先生御指摘のような他の手法があれば、ぜひ我々としても勉強しながら、しっかりと情報発信に努めていきたいと思っております。

○三浦委員　　先ほど田村室長から需要家の方にも自分で開栓ができるようになってもらえると、という話が出ていましたが、そこも大事なところだと思います。例えば自治体の消費者センターと地元のガス事業者さんが共同で小さな勉強会を地域で細かくやっていくとか、なかなか難しいと思いますが、ガスこそ地域密着でいろんな形で動いていただいているので、個別訪問とまでは言いませんが、やはり心配なのは一人暮らしの高齢者や単身者が本当に増えていて、人とのコミュニケーションをとらない方が増えている時代です。例えばどうやって防災のときに、一人ひとりがそういうことに対応できるかということがとても大事な時期になっていると思うのです。

ですから、防災訓練には参加しない人がたくさんいます。参加したくても、お身体とか、御高齢とかで参加できない方たちも一人残らずこういうことを教えてあげられる機会があれば是非やってもらいたいし、そういうフォローを地域自治体、消防などと連携を取りながらやっていく。まさしく堀先生が仰ったとおり、ガスのノウハウを水道とか、電気とか、様々なライフラインのところでいうのも全部つながってくるのだと思います。是非そういった知恵も活用できたらいいなと考えています。よろしくをお願いします。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。非常に重要なポイントの御指摘だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○水流委員　　ネットワークという考え方をしたときに、インフラという管の部分と、それから供給とかメンテナンスという制御の部分と、その中を走るコンテンツと3つで分けたときに、ガス、電力、電気、水道というのは、その3つに対してはむしろクローズドな関係にあるのですけれども、例えば線路、鉄道というのはインフラと制御のところはもっているけれども、中のコンテンツというとき自由なんです。そう考えたときに、なぜそこまでクローズドかということ、ガス、電気、水の中でも最もいってみればガスが危険という意味が高いかもしれない。それ故に制御しているわけですがけれども、インフラ部分が他と比べて自由に踏み込めないというところが、灯外内管であるとか、内管の問題というのは結構大

きいと思っています。ねずみ鑄鉄管の問題もそうですけれども、そうすると、今、灯外内管の所有者というのは別所有者、導管事業者でなく別使用者になっている、その所有者の方の管理責任というもの、社会に対する管理責任みたいなものをつけるのかどうかということを含めて少し切りかえをしていかないと、例えば鉄道であれば線路とインフラはすべて事業者のもので、責任をもってすべて取り替えていくことができるわけです。でも事業者のほうでどうしても踏み込めないところがあったときに、そこが今回の災害のようなときに非常にボトルネックになっていく。その問題について、今であれば災害との関係性とか、こちら側の事業者の技術力であるとか実績、そういったものも含めて、もう一度国として、国民として見直す、どういうふうに法的なものを置くかということについて見直すだけの材料というか、実績というか、事実というか、そういったものはできてきているように思いますので、もう一度灯外内管の部分について、どういうふうに考えていくのかということについて、今後、将来的にですけれども、少し検討、災害ということを材料にするのがいいのかなと思うのですけれども。

○倉渕委員長　灯外内管の問題、災害との観点から見直すべきではないかという御提言かと思いますが、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　ありがとうございます。灯外内管については、先ほどの経年管と悩みは一緒でございまして、状況は一緒なのかな、と今お聞きして感じたのですけれども、要するに所有権、財産管理権は需要者の方々にあって、一方ではガス事業法の保安責任は、導管事業者さんの方にある。これは、そもそもそういう法規制の歴史があるわけですが、やはりガス栓まではガスを供給する方がしっかりとガスの安全をお守りする、配管も含めて、そういう想定の下に、いわゆる本支管から、ネットワークから、灯外内管、内管を通してガス栓まで、ということのしっかりしたガス管の閉じ込めを、需要家の方には非常に難しいと言うか、そこを責任を負え、というのは非常に厳しいという判断があり、今までずっと、これまで歴史的にガス栓まではガス事業者さん、ガスを供給する方々がいらっしゃる。ここはまさに電気と違う点です。電気はどちらかということ、場合によっては、自分で電気を発電できますので、いわゆる電気を供給する電力会社さんが保安を見るという体系ではなく、需要家の方が保安をみる部分というのがあるわけですが、ガスの場合はそういったものは一切ない、一切ないというのは、やはりガス栓まではガス会社さんがしっかりと保安責任を負う、というような体系になっていて、その意味において、一方では、財産管理権があると、取り替えはどうしても需要家さんである、ということなので、その部分で難しいのは経年管ですし、あとは災害の時も仰るとおりかもしれません。ただ、やはり私の少なくとも印象としては、その部分もガス会社さんがしっかりと観ないと、基本は、需要家の方々がその部分をメンテナンスなり何なりするのは非常に難しいというか、恐らく現実的にできないのではないかと考えております。

○水流委員　私が言ったのは、それはもう当たり前だと思っています。今の状態。その上で結局残っ

ている、さっきの3万何本の経年管が残る問題とか、灯外内管の問題とかいうところについて、所有者が事業者さんではないというところにある。その課題を、もう一度本質的にみつめていかないと、そこを本当に先ほど澁谷委員がおっしゃっていましたが、一度がらがらどっしんと変えないといけないかもしれなくて、でないとなかなかコストがかかり過ぎている、今その部分を変えていくのに、あるいはそのまま放置していればもっと社会的なコストが大きくなるかもしれないと考えると、昨今の災害の大きさとか数とか考えたときに、もう一度、すぐ変わるものではないと思いますけれども、見直しをする、こちらが仕掛けていく材料はそろってきたのではないかなと感じるところです。

○田村ガス安全室長　ありがとうございます。非常に難しい問題だと思います。やはりその需要家資産と、それから保安責任との関係性というところについては、私どもも引き続き、これまでも見つめてきたつもりではおりますけれども、引き続き見つめつつ、どういうことが一番良いのか、というところはしっかり考えていきたいと思えます。

○倉渕委員長　災害リスクの観点から、灯外内管のリスクというのも見直していくべきかと思えますので、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。他よろしいでしょうか。

そういたしましたら、資料4-2から4-4まで続けて事務局から御説明お願いいたします。

○田村ガス安全室長　残り3題、3つの議題は報告事項になります。

まず、資料4-2でございますが、サイバーセキュリティ対策ということで、これは、昨年3月に保安規定を改正してサイバーセキュリティ対策を記載事項の一つとして追加したい、というところの方針を示したわけですけれども、今年1月30日付けで省令を改正して、4月1日施行ということで改正をいたしました、という御報告になります。

次の資料4-3、こちら昨年御報告させていただきましたが、東京都のオリパラ選手村の水素導管供給事業の保安検討状況ということで、倉渕先生にもヘッドを取っていただきながら、簡単に申し上げますと、2ページ目の下に赤、青の図が書いてございますが、一昨年は、ブルーの部分をやりました。昨年は、赤の部分、事業者敷地内と街区敷地内の工作物について、安全性を評価させていただきました。その結果として、3ページ目に書いてございますが、各種材料、あるいは接合方法、検査、防護措置とか、色々並べさせていただいてございますが、安全上いずれも問題ないということでございます。最後の4ページ目に今後の対応ということで、今後のスケジュールを書かせていただいておりますが、**2022年度**の事業開始、選手村の建物の跡地利用というか、跡利用ということで、こういった事業が想定されているということで、**2022年度**事業開始するということで、それに向けて事業が進められているという状況にあるということでございます。

それから、3番目が資料4-4、自主保安の見える化ということで、3. に実施状況をまとめさせていただきましたが、**2017年度**、一昨年度にガスホというサイトを開設し、その年、**26** 事業者に参加い

いただきました。2018年度においては、1次募集、2次募集をやっております、1次募集において3事業者、2次募集はただいま審査中でございますが、同じく3事業者、これらを足し合せると、計32事業者が今の見える化制度に御参加いただいている、という状況になってございます。

次年度は、やはり新規に参加いただく方々をいかに更に呼んでくるか、というのが非常に大事だと思っておりますので、これまでの公募スタイルが良いかどうかも含めて、しっかりと倉渕先生と御相談させていただきながら、最終的には自立的運営というのを目指したい、と思っておりますので、それに向けて検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。

ただいまの御説明について何か質問、御意見ございますでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして予定の議題は終了いたしました。活発な御議論ありがとうございます。

それでは、全体を通して米田審議官から何か御発言を。

○米田審議官　　時間もございませんけれども、本当に非常に活発な御議論ありがとうございます。

私ども普段から気づいているつもりでも、本当にわかってないこともたくさんあると改めて気づかされた次第でございます。今日いただいた議論を踏まえまして、今後の方針にしっかり反映させていただきたいと思えます。また倉渕委員長、適切な議会回しありがとうございます。以上でございます。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。それでは、事務局から何かありますか。

○田村ガス安全室長　　最後に事務的ではございますが、本日の議事要旨につきましては、事務局で作成いたしました、事務局の文章責任でホームページ上に公開したいと思えます。また、議事録につきましては、委員の皆様へ御確認いただいた後に公開することを予定してございます。追って、事務局から確認依頼をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○倉渕委員長　　本日は活発な御議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。　　ありがとうございました。

——了——